

R8.4.1 以降

総合評価方式個別説明書（簡易型）

総合評価方式の入札に関する事項	工事番号		西土第7号	
	工事名		主要地方道新潟中央環状線(瀬ヶ通地内)道路改良工事	
	総合評価の型式		簡易型	型式名称
	※1 技術評価点自己評価表 及び 簡易な施工計画書の提出	提出期間	令和8年8月4日 8時30分～令和8年8月7日17時00分	
		提出書類	本公告に添付の「技術評価点自己評価表（別記様式1号）」	
			簡易な施工計画(別記様式2号)	
	提出方法	新潟市ホームページのオンライン申請システム【市政情報＞政策・計画・取り組み＞デジタル化(DX)の推進＞デジタル化(DX)の推進に向けた取り組み＞オンライン申請システム「e-NIIGATA」について】 なお、上記システムに添付できるファイルの容量については約10MBまでです。簡易な施工計画を補足する資料に限り、ファイルの容量が大きく添付できない場合は、書留などの配達記録が残る郵送等でも受理します。		
	技術資料等の提出	提出期限	落札候補者とする宣言又は通知を受けた日の翌日(土日、祝日など閉庁日は除く)	
		提出書類	「総合評価方式の手引き」により該当する書類	
		提出方法	本庁契約課発注案件は技術管理課へ持参、区役所発注案件は区役所契約担当課へ持参	
総合評価結果の公開	公開予定期日	原則、開札日の翌々日とする。 ただし低入札価格調査対象案件と関連した場合はこの限りではない。		
	公開場所	新潟市ホームページ【産業・経済・ビジネス＞入札・契約＞入札・契約(建設工事・建設コンサルタント)＞案件情報＞入札・契約結果】		
評価結果の疑義照会	照会期間	公開日の翌々日の17時まで(土日、祝日など閉庁日は除く)		
	照会方法	評価結果に関する疑義内容を電子メールに記載し技術管理課へ照会 (メールアドレス: gjutsu@city.niigata.lg.jp)		
低入札価格調査	本案件は、低入札価格調査対象案件			
技術評価に関する事項	評価項目及び配点		「簡易な施工計画 評価基準表」及び添付の「技術評価点自己評価表」に示す項目及び配点	
	工 事 成 績 平 均 点	対 象 期 間	公告年月日	工事成績評定対象しゅん工年月日
			公告年度4月1日～公告年度4月30日 ➡	前々年度5か年間に竣工した工事
			公告年度5月1日～公告年度3月31日 ➡	前年度5か年間に竣工した工事
	同 種 ・ 類 似 工 事	企業の施工実績	評価する工事は、次の全ての施工内容を含む工事とする。 ① 土木一式工事で、鉄筋コンクリート構造物(躯体コンクリート)を築造 ② ①の築造において、コンクリート(基礎コンクリートは除く)をV=300m3以上打設 ※ なお、評価は一契約単位で行います。	
			配置予定技術者の施工実績	「評価する対象工事」は、同種工事と同じ。
		同種工事	配置予定技術者の工事成績	評価する工事は、次の全ての施工内容を含む工事とする。 ① 土木一式工事で、鉄筋コンクリート構造物(躯体コンクリート)を築造 ② ①の築造において、コンクリート(基礎コンクリートは除く)をV=150m3以上打設 ※ なお、評価は一契約単位で行います。
	評価対象区		工事施工場所にある区とする。複数の区に跨る場合も同様とする。	

総合評価方式個別説明書（簡易型）

技術評価に関する事項（再掲）	簡易な施工計画に関する事項	本工事は主要地方道新潟中央環状線大郷・鷺巻工区において、ボックスカルバート築造、排水構造物布設及びアスファルト舗装を行う工事である。 排水構造物及びアスファルト舗装の施工箇所の一部は国土交通省が管理する一級河川信濃川の河川区域内であり、占用条件により作業期間が非出水期間（10月～5月）に限られている。また、施工箇所は住宅地及び農地と隣接していることから、施工においては周辺環境への配慮が必要となる。 以上のことから、簡易な施工計画において、「施工方法（工程管理）に関する工夫」及び「周辺環境への配慮に関する工夫」について、それぞれどのように実施するのか所見を求める。
		※1 提案に係る費用負担の増減については、設計変更の対象としません。
注意を要する事項	共通事項	別掲「総合評価方式の手引き」を参照し記入してください。なお、「総合評価方式の手引き」は随時更新することがありますので、最新のものを参照してください。 新潟市ホームページ【産業・経済・ビジネス＞土木・建築＞建設工事総合評価方式】をご覧ください。
	注 1	① 提出期間内に技術評価点自己評価表等の提出がない場合や不備がある場合は、失格とします。 ただし、新潟市電子入札実施要領第5条による辞退届を提出した場合は、辞退の扱いとします。
		② 提出期間以外に届いたものは、不受理とします。
		③ 電子署名の認証が正しく行われていないものは、不受理とします。
		④ 「受理」若しくは「不受理」の結果は、受付処理後メールでお知らせします。
		⑤ 提出期間内に技術評価点自己評価表を複数提出した場合、提出期間内において、一番最後に届いたものを評価します。 （最初に提出した自己評価表が有効であっても、最後に提出した自己評価表が無効の場合は、失格扱いとします。ご注意ください。）
		⑥ 要領・様式等は随時更新することがありますので、最新のものをご利用ください。
		⑦ 記載内容に虚偽があった場合は、指名停止となる場合がありますのでご注意ください。